

# 消防の動き



平成15年  
12月号

No.393

「消防学校の教育訓練の基準」の全部改正について  
平成15年(1月～6月)における火災の概要(概数)

消 防 庁

# 災害への備え



消防庁審議官 関 有 一

最近、大規模な企業災害事故が相次いで発生した。地元の消防本部だけでは手に負えないほどのものであり、これまで大地震などの自然災害への出動実績に限られていた緊急消防援助隊が応援出動したケースも相次いだ。

事故の背景については、マスコミの報道によると、熟練した技術者が減少するとともに若手への技能伝承が不十分になっているのではないかと、省力化が行き過ぎて安全確保がおろそかになっているのではないかと、新規の設備投資が抑制され施設の老朽化を招いているのではないかと、などと指摘されている。

それらの指摘をうかがわせるような資料もある。2003年版製造基盤白書によれば、「2002年時点での日本の製造業の設備の平均年齢は12.0年となり、10年間に2年老朽化が進行している。米国においては設備の平均年齢がほぼ横ばいで推移し、2001年時点で7.9年であることと比べても設備の老朽化は進んでいる」とされている。また、平成15年版労働経済白書によれば、非正社員の活動により企業に生じている影響についての企業調査において、「ノウハウの蓄積・伝承ができていない」「職業訓練が行いにくくなっている」とする企業の割合が高くなっている。

また、危険物施設における火災・漏えい事故の統計においても、平成6年頃から増加傾向に転じ、平成12年中に発生した火災・漏えい事故件数が過去最多を記録するなど、過去最悪の水準を推移している状況にあることから、本年度においては、民間の関係団体や消防関係機関などからなる「危険物等事故防止対策情報連絡会」において危険物事故防止に関する基本方針及び平成15年度のアクションプランを作り、事故防止に取り組んでいるところであった。

今回のこのような事故の相次ぐ発生を受けて、消防庁としては、厚生労働省、経済産業省とともに、産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議を開催し、産業施設等における爆発火災等の重大な産業事故災害の防止に係る安全対策などについて検討していくこととしており、必要に応じ、産業界の関係部門の責任者から意見聴取を行うことなども予定している。

また、北海道苫小牧における製油所の浮き屋根式タンク火災などの事故を踏まえ、従来から石油コンビナート等の防災体制にかかる諸問題について審議するため消防庁に設けられている「石油コンビナート等防災体制検討会」に、特定事業所における防災資機材等検討部会、屋外タンク貯蔵所における技術基準等検討部会、特定事業所における防災体制・リスク管理等検討部会、という3つの専門部会を設けて、災害防止の強化策について検討し、年内に基本的な方向についてとりまとめを行うこととしている。

折しも、東海地震や東南海・南海地震、あるいは首都直下型地震の発生の可能性が高まっているとされている時である。できる限りの的確な対策を講じていかなければならない。

いつ起こるかかわからない、どのような規模になるのかもはっきりしない災害に備えておくためには、相当の持続的なエネルギーを必要とする。最近の事故を契機に、企業も行政も、災害への備えの取り組みに改めて力を傾注すべき時期である。そして、最終的には、災害の防止・被害の軽減は、個々の人間が日頃からどれだけ真剣に安全確保に注意を払っているか、に懸ってくるものであることを忘れてはならないと思う。



# 「消防学校の教育訓練の基準」の全部改正について

## 消防課

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年3月18日消防庁告示第1号。以下「旧基準」という。)が定められていました。しかし、制定から30年余が経過しており、時代の情勢変化に適合していないなど、基準自体の陳腐化が指摘されていました。

また、平成19年度前後から数年間、消防職員の大量退職、及びこれに伴う大量採用期が到来します。大量採用期の円滑な初任教育は、一過性の問題とは言え、消防学校にとっては避けられない課題でもあります。

こうしたことを背景として、消防庁では、昨年末から「消防職団員の教育訓練に関する検討会」(消防学校、消防本部、消防団関係者等で構成)を設け、見直しに向けた検討を重ねてきました。

今般、その検討内容を反映させた「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年11月19日消防庁告示第3号。以下「新基準」という。)が公布され、平成16年4月1日から施行されることになりました。

### 1 「消防学校の教育訓練の基準」の改正概要(基準の全部改正)

- (1) 各種教育訓練について、必要の度合いを精査し、廃止、統合又は新設。(別図参照)
- (2) 新基準に定めるそれぞれの教育訓練について、新規に「到達目標」を設定。

#### 【到達目標】

個別の教育訓練のあり方について、各消防学校において明確な像を案出できるよう、教育訓練の受講を経て、その効果を身につけた受講者による適切な業務遂行イメージを具体的に描いたもの。

各消防学校においては、この到達目標を斟酌・尊重した上で、その具現化に向けた教育手法・内容等を検討・研究し、具体的な教育カリキュラムを定めることとなる。

- (3) 到達目標の達成に向け、推奨例としての「標準的な教科目及び時間数」を設定。

#### 【標準的な教科目及び時間数】

旧基準においても、教科目及び時間数が設定されていたが、最低限実施すべき時間数として示されており、硬直的な考え方に立っていた。しかし、各消防学校は、消防学校の設立主体(道府県又は指定都市等)や管轄区域に存する消防機関から期待される役割が異なるなど、それぞれを取り巻く事情・環境は多様である。本来、消防学校の教育訓練は、社会情勢の変化や、各消防学校により異なるさまざまな事情に応じ、自在かつ確に対処できる柔軟性が求められるべきである。そのため、新基準に定めた「標準的な教科目及び時間数」は、あくまでも一つの推奨例(モデルパターン)であることを明確に位置づけた。今後は、地域ごとの実情を反映したカリキュラム編成を行う際の参考指針として、活用されることとなる。

- (4) 消防団員の教育について、受講しやすい環境整備のための柔軟な教育体制・手法を許容。

消防団員の受講意欲に応えられる教育体制・手法が必要である。そこで、

消防学校の全体としての統括・調整の下、教育訓練の実施において、消防本部等と連携・協力し、教授項目を相互の間で適切に分担すること。

修了まで連続して途絶せずに教育訓練を実施することにこだわらず、一定の期間の枠の範囲内で教授内容を分割して実施すること。

これらの対応を容易にするため、教育カリキュラムを教科目ごとの単位制の考え方で組み立てること。

などについて、今回、新基準において許容した。

## 2 個別の教育訓練の概要

### < 消防職員 >

(1) 初任教育【時間数見直し 6ヶ月かつ900時間以上 800時間】

初任教育修了時に、直ちに警防隊員として勤務できることが目標。具体的には、服務義務、基本的な安全管理、消防業務全般の概要等を理解し、隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。

(2) 専科教育

警防科【継続 70時間】

防災関係法令に関する専門的知識が豊富で、各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、部隊を効果的に指揮できることが目標。

特殊災害科【新設 49時間】

特殊物質に関する専門的知識が豊富で、隊員の安全管理を優先した効果的な消防戦術を指揮できることが目標。

予防査察科【予防課程と査察課程を統合 70時間】

防火管理等に係る専門的知識が豊富で、査察要領を修得し、違反処理是正指導ができることが目標。

危険物科【時間数見直し 70時間 35時間】

災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識が豊富で、危険物施設の許認可等の規制や違反の適切な処理ができることが目標。

火災調査科【継続 70時間】

原因調査等に係る専門的知識が豊富で、的確な判断能力を備え、火災調査に係る技能を十分に発揮できることが目標。

救急科【救急標準課程を改称】

旧基準の救急標準課程に相当するもの。救急高度化推進事業にあわせ、救急 課程及び 課程を廃止。

救助科【時間数見直し 146時間 140時間】

旺盛な士気と強健な身体を有し、救助活動に係る専門的知識が豊富で、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できることが目標。

無線通信課程【廃止】

機関科【廃止】

(3) 幹部教育 受講対象者の明確化と時間数の圧縮を図る。

初級幹部科【時間数見直し 130時間 70時間】

中級幹部科【時間数見直し 70時間 49時間】

上級幹部科【新設 21時間】

### < 消防団員 >

(1) 基礎教育【普通教育を改称。教育実施方法等の多様化】

旧基準の普通教育に相当するもの。受講対象者は、団員としての実務経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことがない者とし、その教育は、消防学校と連携して消防本部(消防署)でも行えることとするほか、分割実施や単位制の導入など、受講しやすい環境の整備に配慮することとした。

(2) 専科教育

警防科・機関科【時間数見直し 24時間 12時間】

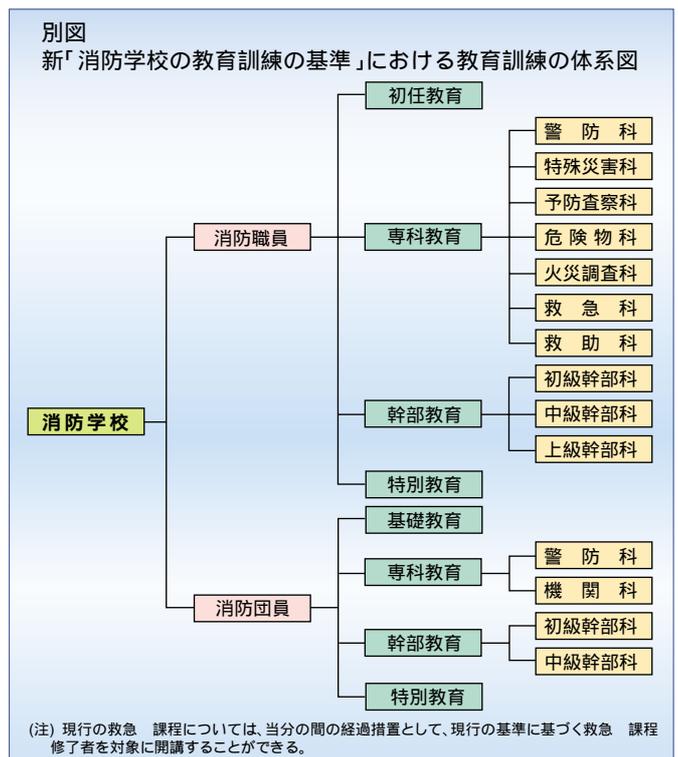
いずれも、不明確であった受講対象者を新規に設定し、教育効果の確保に努めるとともに、時間数の圧縮、分割実施や単位制の導入など、受講しやすい環境の整備に配慮することとした。

予防科【廃止】

(3) 幹部教育

初級幹部科・中級幹部科【新設 各12時間】

教育効果を確保するため、従来の幹部教育を階級により、初級幹部科と中級幹部科に類別した。いずれも時間数を従来の幹部教育の半分に圧縮を図るほか、分割実施など受講しやすい環境の整備に配慮することとした。





# 平成15年(1月～6月)における火災の概要(概数)

## 防災情報室

### 1 総出火件数は対前年比3,960件の減少

平成15年(1月～6月)における総出火件数は31,734件であり、前年同期と比べると、3,960件の減少(-11.1%)となっております。

これは、おおよそ1日あたり175件、8.2分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減数(%)
建物火災	17,508	55.2%	-650	-3.6%
林野火災	1,507	4.7%	-1,043	-40.9%
車両火災	3,794	12.0%	-126	-3.2%
船舶火災	61	0.2%	14	29.8%
航空機火災	3	0.0%	1	50.0%
その他火災	8,861	27.9%	-2,156	-19.6%
総出火件数	31,734	100.0%	-3,960	-11.1%

### 2 火災による死者は92人の増加、負傷者は39人の減少

火災による死者は1,348人で、前年同期と比べると92人の増加(+7.3%)となっております。

火災種別ごと前年同期比較をみると、建物火災901人(74人の増+8.9%)、林野火災15人(3人の増+25.0%)、車両火災183人(16人の増+9.6%)、船舶火災2人(2人の増)、航空機火災1人(4人の減)、その他火災246人(1人の増+0.4%)の死者が発生しています。

火災による負傷者は4,652人であり、前年同期と比べると39人の減少(-0.8%)となっております。

火災種別ごとにみると、建物火災4,045人、林野火災75人、車両火災192人、船舶火災8人、航空機火災0人、その他火災332人の負傷者が発生しています。

また、放火自殺者は、前年同期より2人多い1476人となっております。

### 3 火災による死者の42.2%が高齢者

火災による死者1,348人のうち、高齢者(65歳以上)が569人(42.2%)を占めています。また、建物火災による死者901人のうち、454人(50.4%)が高齢者となっております。

### 4 建物火災の死者のうち、住宅火災での死者は87.8%

建物火災における死者901人のうち、住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、791人(87.8%)で前年同期と比べ50人の増となっております。

住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比は、逃げ遅れ455人(28人の増+6.6%)、出火後再進入19人(9人の増+90%)、着衣着火31人(4人の減-11.4%)、放火自殺140人(1人の増+0.7%)、放火自殺巻き添え等5人(8人の減-61.5%)、その他141人(24人の増+20.5%)となっております。

また、住宅火災における放火自殺者及び放火自殺者の巻き添えを除いた死者は646人(57人の増+9.7%)です。

### 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「放火の疑い」、「たばこ」

全火災31,734件を出火原因別にみると、「放火」4,333件(13.7%)、「放火の疑い」3,235件(10.2%)、「たばこ」3,068件(9.7%)、「こんろ」2,997件(9.4%)、「たき火」2,006件(6.3%)の順となっております。

なお、前年同期は、「放火」4,286件(12.0%)、「たばこ」4,011件(11.2%)、「放火の疑い」3,501件(9.8%)、「こんろ」3,037件(8.5%)、「たき火」2,939件(8.2%)の順となっております。

### 6 消防庁の対策について

#### (1) 住宅防火対策への取り組み

火災件数は、前年同期と比べると減少していますが、住宅火災における死者数は増加しており、今後の高齢社会の進展を考慮すると、住宅防火対策への一層の取り組みが必要となっております。

このため消防庁では、従来から実施している消防職員による住宅防火診断、住宅用防災機器の普及活動、婦人防火クラブ、自主防災組織等地域との連携等に加え、本年5月から新たな住宅防火対策のあり方について「地域の安全・安心に関する懇話会」及び「同住宅防火に関する専門部会」において、検討を行っているところです。

この懇話会の中間報告では、住宅火災の実態、住宅用防災機器等の効果、諸外国の住宅防火事情等を踏

まえ、特に住宅用火災警報器等の普及を図ることが効果的であるとされ、保険制度や住宅防火に係る広報などの市場機能の活用、住宅用防災機器等のコストの低減を図るとともに、社会的な影響、社会情勢の変化等を踏まえ、従来個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策について見直しを行い、住宅用防災機器等に係る法制度化の検討が必要とされています。

この中間報告を受け、住宅防火対策の一層の推進を図るため、法制度化の導入や市場機能の活用などについて検討するとともに、消防審議会にも諮問しているところです。

## (2) 放火対策の推進への取り組み

放火及び放火の疑いによる火災は、全火災の23.9%を占めており、前年同期の21.8%と比べ増加しています。特に大都市においては、全火災の4割を超える都市もあるなど深刻な社会問題となっています。

このため、消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関に配布していますが、放火火災を防ぐためには、一人ひとりが放火対策を心がけるだけでなく、地域全体として放火されない環境を作ることが重要です。

特に連続放火の発生地域においては、可燃物を放置しない、夜間にゴミを出さない、門灯を終夜点灯するなどの基本的な対策及び関係行政機関と地域住民が協力して、街灯の増設、炎センサー、対人センサーと連動した照明や監視カメラの設置などの対策を推進するなど、地域全体による、より一層の警戒態勢を構築することが必要です。

消防庁では、平成14年度から、特に連続放火にねらいを絞り、消防本部、関係行政機関等からなる検討会を開催し、連続放火の発生している地域との連携を強化し、連続放火に対する具体的な対策とその進め方などについて、検討を進めています。

## (3) 林野火災への取り組み

林野火災の件数は、前年同期と比較すると1,043件の減少(-40.9%)となっています。

また、今期の延べ焼損面積は約945 haとなっており、前年同期の2275 haから大幅に減少しています。

消防庁では、平成15年4月25日に地方自治体に対し、「林野火災に対する警戒の強化について」の通知を発して注意喚起と被害拡大防止対策を施しました。また、本年10月29日には平成15年3月にまとめられた「林野火災対策に係る調査研究報告書」に基づき、関係諸

機関と調整のうえ、より実態に即した火災気象通報の運用、火災覚知後の早急なヘリコプター派遣要請、火災状況に即した適切な空中消火方法の選定などを内容とする「林野火災の予防及び消火活動について」の通知を発出しました。

さらに、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の、3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

今後とも、市町村が行う林野火災対策用資機材等整備の支援などを含め、林野火災予防対策の積極的な推進を図ります。

### 参考 企業事故防災体制の構築についての取り組み

平成15年の特に下期(7月~)に入ってから、企業の生産施設での火災事故等が相次いで発生しているところであります。

消防庁においては、このように続発する企業事故を踏まえ、防災体制の構築に向け次のような取り組みに着手しています。

### ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策の検討

平成15年8月19日に消火活動中の消防職員2名が殉職された「三重ごみ固形燃料発電所火災」を踏まえ、平成15年9月12日に「ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策調査検討会」を設置し、同種施設の火災安全対策のあり方について検討を行い、平成15年末を目途に結論を得る予定としております。

### 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の強化

平成15年十勝沖地震により、苫小牧市内の製油所で、タンク2基の火災、浮き屋根が破損し火災危険の大きいタンク6基等の被害が発生したことに鑑み、東海地震等への対応のあり方等とも併せ、消防庁の「石油コンビナート等防災体制検討会」(委員長：平野敏右消防研究所理事長)に、3つの専門部会を設置し、平成15年末を目途に必要な安全対策の強化策の検討・取りまとめを行っているところです。

- 特定事業所における防災資機材等検討部会(第1部会)
- 屋外タンク貯蔵所における技術基準等検討部会(第2部会)
- 特定事業所における防災体制・リスク管理等検討部会(第3部会)

### 関係省庁と連携した対策の検討

平成15年10月8日に厚生労働省及び経済産業省と共同で「産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議」を発足させ、産業事故災害の防止について、関係省庁間の情報交換及び安全対策の検討を行い、平成15年末を目途に結論を得る予定としております。

# 石油コンビナート等特別防災区域における 防災対策の強化

## 特殊災害室・危険物保安室

平成15年9月26日に発生した平成15年十勝沖地震により、北海道苫小牧市の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所で、多数の屋外貯蔵タンク等に損傷や油漏れ等が生じ、浮き屋根式タンク（原油）でリング火災が発生しました。さらに、地震発生から約54時間が経過した9月28日、浮き屋根式タンク（ナフサ）の全面火災が発生し、長期間（44時間）の消火活動と多大な消防力を投入する結果となりました。

### 1 顕在化した課題

こうした一連の地震災害において、いくつかの検討課題が明らかになりました。

震度5弱の地震動を記録した事業所において、多くの浮き屋根式タンクが損傷したことを踏まえ、浮き屋根式タンクの構造等の見直し

浮き屋根式タンクにおける火災想定の見直し

浮き屋根式タンクの全面火災に対応するための資機材の検討

全面火災及びその後の予防措置に大量の泡消火薬剤が必要となり、在日米軍からの調達も含め、全国的規模での調達が行われたことを踏まえ、泡消火薬剤の備蓄等の見直し

地震発生時の自衛防災組織の機能強化等コンビナート事業所における保安体制の見直し

### 2 「石油コンビナート等防災体制検討会」に部会を設置

消防庁では、石油コンビナート等の保安を確保するために、防災体制に係る諸問題について審議し、保安の充実に資することを目的として「石油コンビナート等防災体制検討会」を設置しています。

地震発生後の10月20日に今年度第2回目の検討会を開催、十勝沖地震での災害を踏まえ、消防防災対策の充実方策の検討について審議を行い、新たに3つの部会を設けて専門的、技術的な検討を行うこととしました。

各部会の検討内容等は以下のとおりです。

#### 第1部会 特定事業所における防災資機材等検討部会

検討事項： 浮き屋根式タンクの全面火災に係る火災想定と消防戦術について  
新たな防災資機材について  
泡消火薬剤の備蓄方策について  
その他必要事項

#### 第2部会 屋外タンク貯蔵所における技術基準等検討部会

検討事項： 浮き屋根式タンクの屋根の構造等について  
浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の固定消火設備について  
旧法タンクの耐震改修の推進について  
その他必要事項

#### 第3部会 特定事業所における防災体制・リスク管理等検討部会

検討事項： 地震災害時のコンビナート事業所の自衛防災組織のあり方について  
自衛防災組織の機能強化のための防災管理者等の教育・評価方策等について  
その他必要事項

第1部会及び第2部会は、それぞれ10月28日に第1回の部会を開催しており、第3部会は11月28日に第1回の部会を開催しました。

### 3 法令改正も視野に入れた検討

いつ発生してもおかしくないと言われている、東海地震、東南海・南海地震、さらには、南関東直下型地震の発生を考えたとき、今回の地震による石油コンビナート区域の特定事業所の被災状況は、あらためて臨海部の石油コンビナート等の地震対策の必要性を具体的に示唆したものであり、法令改正も視野に入れた検討を行い、年末までに方向性についてとりまとめを行う予定です。

## 石油コンビナート等防災体制検討会委員名簿

委員長	平野敏右 (独立行政法人消防研究所理事長)
副委員長	上原陽一 (横浜安全工学研究所代表・横浜国立大学名誉教授)
副委員長	中川浩明 (全国知事会事務総長)
委員	松本洋一郎 (東京大学大学院工学系研究科教授)
委員	須川修身 (諏訪東京理科大学システム工学部教授)
委員	関有一 (総務省消防庁審議官)
委員	恒川謙司 (厚生労働省労働基準局安全衛生部長)
委員	澁谷隆 (経済産業省原子力安全・保安院審議官) (産業保安担当)
委員	村山正和 (神奈川県防災局長)
委員	後藤清 (全国消防長会危険物委員会委員長) (川崎市消防局長)
委員	元吉郁弘 (大規模石油備蓄基地所在消防本部連絡協議会会長) (北九州市消防局長)
委員	栗本駿 (石油連盟環境安全委員会副委員長) (新日本石油精製株式会社執行役員社会環境安全部長)
委員	藤田哲男 (石油化学工業協会消防防災専門委員長) (東燃化学株式会社環境安全部長)
委員	海部孝治 (電気事業連合会理事・事務局長) (関西電力取締役)
委員	伊橋郁夫 (社団法人日本鉄鋼連盟防災委員会委員長) (日新製鋼株式会社技術総括部担当部長)
委員	増田聡博 (石油公団理事)
委員	関口昌男 (社団法人全国消防機器協会会長) (ニッタン株式会社取締役相談役)
委員	白崎善宏 (財団法人エンジニアリング振興協会安全法規委員会委員長) (千代田化工建設株式会社常務執行役員)
委員	猪股敏 (社団法人日本消防ポンプ協会会長) (トーハツ株式会社取締役社長)
委員	杉村哲也 (危険物保安技術協会理事)

## 特定事業所における防災資機材等検討部会(第1部会)委員名簿

委員長	上原陽一 横浜安全工学研究所代表・ 横浜国立大学名誉教授
委員長代理	中川浩明 全国知事会事務総長
副委員長	土橋律 東京大学大学院工学系研究科助教授
委員	板垣茂男 神奈川県防災消防課長
委員	小川輝繁 横浜国立大学大学院工学研究院教授
委員	沖山博通 社団法人日本消防装置工業会技術委員長
委員	尾崎研哉 東京消防庁警防部長
委員	北出正俊 総務省消防庁特殊災害室長
委員	久能木慶治 経済産業省原子力安全・保安院保安課長
委員	栗本駿 石油連盟環境安全委員会副委員長
委員	古積博 独立行政法人消防研究所物質安全グループ長
委員	杉山公一 石油公団備蓄業務部長
委員	鈴木和男 危険物保安技術協会業務企画部長
委員	竹元昭夫 独立行政法人消防研究所消防研究グループ長
委員	林光一 青山学院大学理工学部教授
委員	林幸司 日本消防検定協会消火・避難設備試験課主幹
委員	藤田哲男 石油化学工業協会消防防災専門委員長
委員	榎田範昭 北九州市消防局警防部長
委員	松原美之 独立行政法人消防研究所研究企画部長
委員	村井直行 社団法人日本消防ポンプ協会技術委員長

## 屋外タンク貯蔵所における技術基準等検討部会(第2部会)委員名簿

委員長	松本洋一郎 東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	関根和喜 横浜国立大学大学院教授
委員	石井義明 危険物保安技術協会タンク審査部長
委員	上田則夫 社団法人日本産業機械工業会タンク部会・技術分科会
委員	梅原直 総務省消防庁危険物保安室長
委員	大谷英雄 横浜国立大学大学院助教授
委員	亀井浅道 日本消防検定協会理事
委員	佐藤安彦 社団法人日本消防装置工業会第2技術分科会主査
委員	座間信作 独立行政法人消防研究所基盤研究部長
委員	杉村隆哉 石油連盟設備管理専門委員会タンク部会部会長
委員	高野和男 名古屋消防局予防部長
委員	福元幸徳 川崎市消防局予防部長
委員	藤田哲男 石油化学工業協会消防防災専門委員長
委員	山田實 独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長

## 特定事業所における防災体制・リスク管理等検討部会(第3部会)委員名簿

委員長	須川修身 諏訪東京理科大学システム工学部教授
副委員長	大谷英雄 横浜国立大学大学院助教授
委員	伊橋郁夫 社団法人日本鉄鋼連盟防災委員会委員長
委員	内山治男 社団法人全国消防機器協会副会長
委員	小原祐一 苫小牧市消防本部次長
委員	片谷教孝 山梨大学工学部助教授
委員	鎌倉弘幸 全国危険物安全協会常務理事
委員	亀井英次 電気事業連合会工務部長
委員	久能木慶治 経済産業省原子力安全・保安院保安課長
委員	栗本駿 石油連盟環境安全委員会副委員長
委員	小林恭一 総務省消防庁予防課長
委員	齋藤隆雄 横浜市消防局予防部長
委員	関沢愛 東京大学消防防災科学技術寄付講座教授
委員	鶴田俊 独立行政法人消防研究所特殊火災研究グループ長
委員	寺村映 静岡県防災局技監
委員	西本徳生 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
委員	長谷川和俊 危険物保安技術協会危険物事故防止技術センター長
委員	藤田哲男 石油化学工業協会消防防災専門委員長

# 第6回全国消防広報コンクール受賞作品の紹介

総務課

全国消防広報コンクールは、全国の消防本部及び消防団の広報紙、広報写真、広報ポスター・広報カレンダーなどの各種広報媒体から、広報技術が優秀なものを選定し、広く紹介することにより、消防防災行政の推進に寄与することを目的とし、平成10年に自治体消防発足50周年を記念して設けられ、今回で第6回目となります。

10月7日(火)の表彰選考会において、次のとおり受賞作品が選考されました。



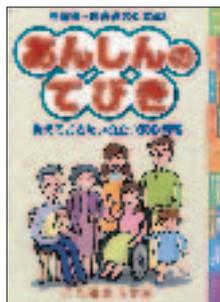
審査会風景

## 審査委員（敬称略・順不同）

長岡 光弘（株）たき工房代表取締役（グラフィックデザイナー）  
 吉村 潔（株）メディアプレーン代表取締役（エディター）  
 田中 里沙 「宣伝会議」編集長  
 石黒 武 共同通信社 写真部長  
 酒井 ゆきえ（社）日本国際青年文化協会理事、キャスター  
 佐野 忠史 消防庁総務課長

## 広報紙部門（応募総数68点）

広報紙の伝える内容は、どの作品も防災・救急に関することが情報掲載の中心となって構成されている。その分、同じ情報内容でも、企画力・表現の切り口が審査の重要なポイントとなった。



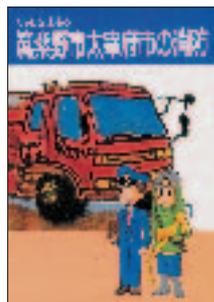
最優秀賞

「高齢者・障害者のためのあんしんのでびき」  
北九州市消防局



優秀賞

「消防だより」  
磐南行政組合  
磐田消防本部



優秀賞

「暮らしをまもる筑紫野市太宰府市の消防」  
筑紫野太宰府  
消防組合消防本部



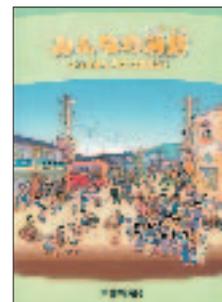
入選

「Safety見附」  
見附市消防本部



入選

「広報いなん消防」  
損南消防事務組合消防本部



入選

「みんなの消防」  
鳥取県東部広域行政管理組合消防局

最優秀賞

### 福岡県 北九州市消防局「高齢者・障害者のためのあんしんのでびき」

高齢者と障害者向けに編集された企画力と表現力が、審査委員全員に高く評価され推挙された。読みやすく組まれた大きな文字。情報内容を分かり易く伝えるためのイラストの活用、調べたい情報を容易に開けるインデックス機能を備えたトムソン加工など、訴求者に対する配慮が、随所に施され優れた作品である。

優秀賞

### 静岡県 磐南行政組合磐田消防本部「消防だより」

前回最優秀賞を受賞した作品である。情報のポイントを絞った無駄の無い情報伝達力、また、訴求する情報に対する表現切り口が上手い。それは、良く整理された情報とページ構成力、視点の混乱を招かないレイアウト表現力などに見てとれる。安定した編集技量の優れた作品である。

優 秀 賞	<b>福岡県 筑紫野大宰府消防組合消防本部「くらしをまもる筑紫野市太宰府市の消防」</b> 小学4年生を対象に編集された補助教材は、消防の仕事を知りやすく説明している。適材適所に用いられた、イラストと写真の使い方が上手い。ページ構成も良く考えられている。また、様々な消防自動車の紹介、救助に必要な工作器具の紹介など、小学生に興味を湧かせる配慮が随所に施された作品である。
	<b>新潟県 見附市消防本部「Safety見附」</b> 住民の顔が随所に現れ、好感の持てる広報紙である。ゆったりと組まれた本文、見やすいレイアウト、見出しの付け方など、総合的な技量の高い作品である。
入 選	<b>兵庫県 揖南消防事務組合消防本部「広報いなん消防」</b> 2ページで組まれた「放火火災」の特集ページは、管内で起きた放火火災のデーター、服役中の放火犯からのアンケート調査などを活用し、住民に防火に対する備えを上手く訴求している。他のページも丁寧に制作されており、編集技量が光る。
	<b>鳥取県 鳥取県東部広域行政管理組合消防局「みんなの消防」</b> 小学生に向けた補助教材である。学校の防火対策を始め、問いに答えていく参加型のページに好感が持てる。また、鳥取大火災害史など、編集企画も上手い。あわせてページ構成も優れている作品である。

## 広報ポスター・広報カレンダー部門（応募総数36点）

前年度に比べ、視覚表現のクオリティが高い。「広報メディアとしての特性を活かしているか」、また、「視覚的なインパクトがあるか」が、審査の重要なポイントとなった。



最優秀賞  
「広報ポスター」  
箱根町消防本部



優秀賞  
「広報ポスター」  
姫路市消防局



優秀賞  
「広報ポスター」  
釧路市消防本部



入選  
「広報ポスター」  
京都市消防局



入選  
「広報ポスター」  
大阪市消防局



入選  
「広報カレンダー」  
札幌市消防局

最 優 秀 賞	<b>神奈川県 箱根町消防本部</b> 小学生の描いたポスターは、大胆で単純な表現構成が、見る人に強い印象を与える作品である。家の中に表現されたタバコ、家の周りの大きな炎が、見る人に一目で予防を啓蒙している。シンボリックに表現された、無駄の無い力強い表現力が高く評価された。
優 秀 賞	<b>兵庫県 姫路市消防局</b> 映画ポスターを思わせる人物登場の構図、背景に表現されたやや見上げる姫路城と雲の表現。全体に下面にウエイトを置いた構図などに、安定感と構図力を感じる作品である。また、力強い英文と全体の色調も統一されており、巧みな表現センスが光る。
	<b>北海道 釧路市消防本部</b> 火の用心のポイントを、7つのフレーズと数字を視覚的に上手く用いて訴求している。フレーズの頭に表現された数字の色も上面写真に合わせ、色調が統一されている。一方、スタートダッシュの姿勢をとった表現も、消火に対する隊員の熱意を感じる表現となっている。
入 選	<b>京都府 京都市消防局</b> メインのビジュアルに笑顔の舞妓さんを用いることで、ソフトでヒューマンな啓蒙ポスターに仕上がっている。シンメトリーな構図が気になるのだが、見る人に安定感を感じさせる作品である。
	<b>北海道 札幌市消防局</b> 消防の仕事をイラストとコピーを用いて、興味を抱かせると共に分かり易く表現が施されている。一方、6ヶ月ごとに左右対称に表現された玉組も、上手く処理されている。小学生向けを意識した表現が、カレンダーの随所に見られる作品である。

入  
選

大阪府 大阪市消防局

視覚表現は単純な構成であるが、インパクトがある。大きく表現されたキャッチコピーも明快である。あわせて色調も力強く、一見単純に見えるが随所に表現の計算が施された作品である。

広報写真部門（応募総数42点）

この部門はどの作品も力作揃いである。クオリティの高いこの部門は、「構図とトリミング」、また、「シャッターチャンスをものにしているか」、「広報写真としての役割を果たしているか」が審査の重要なポイントとなった。



最優秀賞  
「最前戦」  
羽島市消防本部



優秀賞  
「延焼中！いそげー！」  
東京消防庁



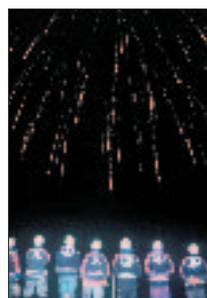
入選  
「闘い終えて」  
姫路市消防局



入選  
「火の元に気をつけて下さいね！」  
東京消防庁



優秀賞  
「Q助訓練」  
岩見沢地区消防事務組合消防本部



入選  
「祈る無火災（消防団員の願い）」  
十日町地域消防本部



特別賞  
「ぼくがたチュける」  
東京消防庁

最優秀賞	<p><b>岐阜県 羽島市消防本部「最前戦」</b></p> <p>夜間における放水訓練を上手く捉えている。迫力があり緊張感を醸し出した力強い構図である。放水をする隊員と補助する隊員のアングルも良い。作品を通して、消防隊員の防火に対する真剣な強い姿勢を感じる。</p>
優秀賞	<p><b>東京都 東京消防庁「延焼中！いそげー！」</b></p> <p>緊迫感のある情景を上手く捉えている。消火に走っていく隊員の構図、建物から勢いよく立ち上がる炎、右面に寄せた全体の構図など、写真全体に動きがあり、まさに音を感じる作品となっている。</p> <p><b>北海道 岩見沢地区消防事務組合消防本部「Q助訓練」</b></p> <p>災害に備えて訓練を行っている隊員の真剣な表情を、上手く捉えている。また、俯瞰のアングルが、メインの被写体と下で支える隊員を上手く捉えており、手に汗握る写真に仕上がっている。</p>
入選	<p><b>兵庫県 姫路市消防局「闘い終えて」</b></p> <p>鎮火の緊張感と安堵感を肌で感じるような、臨場感のある表現である。暗い屋内と消防官のいる屋外の色調のコントラストが、張り詰めた空気感のある写真に表現されている。構図も上手い作品である。</p> <p><b>東京都 東京消防庁「火の元に気をつけて下さいね！」</b></p> <p>消防官と高齢者を上手く捉えている。お互いの手のしぐさも、上手なアングルで捉えており、和やかにコミュニケーションを図っていることが伝わる。一見普通の写真のようであるが、計算された技量の高い作品である。</p> <p><b>新潟県 十日町地域消防本部「祈る無火災（消防団員の願い）」</b></p> <p>下に位置した団員、上部に展開される花火の構図が、程よい緊張感を醸し出している。上手にシャッターチャンスをもにしている。</p>
特別賞	<p><b>東京都 東京消防庁「ぼくがたチュける」</b></p> <p>ピントは甘いのが、広報写真としての様々な役割を考えると、完成度は高い。愛らしい赤ちゃんの救命の様子を、上手く捉えている。また、単に愛らしいだけでなく、見る人に救命の大切さを伝えている作品である。</p>

## ホームページ部門（応募総数32点）

最近のホームページは、リアルタイムで動画像や、写真・文字情報を流すホームページが増えてきている。その分、年々向上するスキルの高度化が求められる。一方で、利用者の立場になって配慮し制作されているかが重要であり、審査のポイントとした。それは、「分かりやすいか」「情報が充実しているか」「操作性はどうか」「訪れた人の意見を吸い取るシステムがあるか」である。



最優秀賞

<http://www.hiki-saitama.jp/119/>  
比企広域消防本部



優秀賞

<http://www.naga119.gr.jp/>  
那賀郡消防組合消防本部



入選

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>  
東京消防庁



優秀賞

<http://www.city.himeji.hyogo.jp/syoubou/>  
姫路市消防局



入選

<http://www.city.maizuru.kyoto.jp/119/>  
舞鶴市消防本部



入選

<http://www.kyoto-kizu.jp/syobodan/>  
木津町消防団

最優秀賞	<p><b>埼玉県 比企広域消防本部</b></p> <p>見ることに視点を置き、簡素化したフロントページ。防火情報を始め、キッズページなど、視覚表現の手法であるイラストと写真を上手に活用し、利用者に分かり易く製作している。また、各ページの構成と階層も優れている。利用者の立場に立った訴求を分かり易く図っている。</p>
	<p><b>兵庫県 姫路市消防局</b></p> <p>シンプルなフロントページは、メニューと新着情報にブロック分けされ、使いやすくレイアウトされている。各階層ごとの情報は、単純な構成と完結型で使いやすい。新しい表現手法を取り入れているわけではないが、操作性が優れている。</p>
	<p><b>和歌山県 那賀郡消防組合消防本部</b></p> <p>ホームページに訪れた人に対して、楽しんで情報を訴求しようとする、製作者の熱意を感じる作品だ。各階層に、イラスト・写真・動画など随所に用いており、表現の工夫を見てとれる。情報内容もしっかりとしている。</p>
入選	<p><b>京都府 舞鶴市消防本部</b></p> <p>清潔感と誠実さを感じる作品である。それは、上手く分けられている情報、シンプルに表現された階層ごとのレイアウトに見てとれる。生活安心情報・申請と届け出用紙、キッズ情報ほか、情報内容のバランスも良い。</p>
	<p><b>東京都 東京消防庁</b></p> <p>視覚障害者・携帯電話からのインターネット接続、外国人向けのサイトなど、様々な人への対応を図ったシステムに好感が持てる。情報量も充実しており、製作者のホームページに掛ける、熱い思いを感じる作品である。</p>
	<p><b>京都府 木津町消防団</b></p> <p>フロントページを開くと奏でるマーチサウンド、各階層に取り入れている動画など、訪れた人にヒューマンな印象を与える、手作り感覚の作品である。また、写真を数多く使い、上手く視覚的に訴求を考えている。</p>

講評：長岡光弘（代表選考委員）

# 第1回消防関係 危険業務従事者叙勲伝達式

総務課

第1回危険業務従事者叙勲伝達式が去る11月11日(火) 10時30分から東京プリンスホテル2階マグノリアホール(東京都港区芝公園)において、白谷祐二全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長を来賓に迎え、約200名が出席し盛大に挙行されました。

この危険業務従事者叙勲は「栄典制度の改革について」(平成14年8月7日閣議決定)に基づき、危険性の高い業務に精励した者を対象に、この秋から新たに創設されたものです。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は634名で、勲章別受章者数は次のとおりです。

- 瑞宝双光章 .....57名
- 瑞宝単光章 .....577名

伝達式では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から勲章及び勲記が勲章別にそれぞれの代表者に伝達され、最後に受章者を代表して香川県の増田義幸氏が謝辞を述べて終了しました。

また、天皇陛下への拝謁は、伝達式終了後及び翌日11月12日の2日間にわたって行われ、両日合わせて751名の受章者及び配偶者は、皇居に参内して宮殿の豊明殿または春秋の間において天皇陛下よりお言葉を賜りました。11日には受章者を代表して熊本県の古田睦夫氏がお礼を言上しました。その後、それぞれ宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して退出しました。

なお、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者、11日の拝謁におけるお礼言上者は次の方々です。

- 代表謝辞者 増田 義 幸
- 代表受領者
- 瑞宝双光章 竹 下 守
- 瑞宝単光章 櫻 井 賢 政
- 11日お礼言上者 古 田 睦 夫



式辞を述べる石井隆一消防庁長官



受章者代表謝辞を述べる増田義幸氏

# 消防団啓発ポスター・消防団参加促進リーフレットの作成 及び消防庁長官感謝状の授与

消防課

消防団は、地域社会における消防防災の要として重要な役割を果たしています。しかしながら、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少等の課題に直面しています。

そこで、地域住民の消防団活動への理解と協力を促すとともに、特に青年層・女性層の消防団への参加促進を図ることを目的として、財団法人日本宝くじ協会の協賛により、消防団啓発ポスター（以下「ポスター」という。）及び消防団参加促進リーフレット（以下「リーフレット」という。）を作成しました。



## 1 概要

- ・ ポスター：B2判カラー
- ・ リーフレット：B5判カラー（ポスターと同デザイン）  
裏面単色

## 2 標語

みんなの力で笑顔まんてん。わたしのまちの消防力。

## 3 配布

ポスター25万5,000枚を各消防団・分団、消防本部、市町村、都道府県、高等学校、大学、短期大学等へ、リーフレット120万枚を各消防本部及び市町村へ配布しました。

## 4 消防庁長官感謝状授与

今回、ポスター・リーフレットの作成にあたり、多忙なスケジュールの中、その趣旨に御理解をいただき、モデルとして積極的に御協力いただいた女優、宮地真緒さんの消防行政への貢献に対し、平成15年11月12日、消防審議会室において消防庁長官感謝状を授与しました。



# 全国山火事対策シンポジウムINいのしま

## 防災課

「全国山火事対策シンポジウムINいのしま」が、同実行委員会の主催により平成15年10月7日、8日の両日にわたり広島県因島市において実施されました。

山火事災害から山の緑を守るネットワーク作りを更に充実させ、山火事防止と山の緑や環境保全の大切さを再認識することを目的とし、山の緑を守るネットワーク協議会の共催、消防庁他15機関の後援により実施されたもので、7日のシンポジウムでは岡山大学副学長で農学博士でもある千葉喬三先生による森林保護の大切さを内容とした基調講演が行われました。

8日には、消防機関を中心とした参加機関29機関、人数約500名、訓練種目が20種という大規模な林野火災訓練が実施されました。

この訓練は、因島の北部、因島大橋のふもとに位置し、自然の憩いの場として多くの人に親しまれている因島市ア

メニティ公園を会場として行われ、避難誘導訓練や一斉放水訓練を始め、延焼危険のある宿泊施設からの救助隊による要救助者の救出訓練、広島県防災ヘリコプター、広島市消防ヘリコプター、陸上自衛隊第13飛行隊の多用途ヘリコプター、計3機による空中消火や救出訓練が行われる等、総合的なものとなりました。それらの中でも特に注目を浴びたのは、因島市が今回初めて訓練種目に取り入れた、逃げ場を失って海岸に避難した住民を想定した尾道海上保安部の巡視艇による海上避難訓練や、更には海上自衛隊によるLCAC(エルキャック)と呼ばれる輸送艇の海上運航展示でした。

このLCACは、災害発生時には直接海岸へ乗り上げることが可能なホバークラフト型の輸送用エアクッション艇で、人員輸送では最大180名、物資においては最大50トンをそれぞれ輸送することができ、長さ27メートル、幅14メートルで、25メートルプールとほぼ同じ大きさの輸送艇です。この輸送艇は、海上を時速約75キロで航行することができ、またその場で回転もできるなど、その優れた性能は見学者の目を釘付けにしました。

一般市民の参加や訓練見学者も多く、全体を通じ、防災意識の高揚につながる有意義な訓練となりました。



訓練状況



LCAC(エルキャック)

# 救助科第49期 校長査閲訓練

## 消防大学校

消防大学校では、さる11月4日、消防大学校グラウンドにおいて、卒業を間近に控えた学生の教育訓練の成果を確認するための大学校長査閲訓練を実施しましたので、その状況等を紹介します。

消防大学校が、近隣の市民等に査閲訓練を公開するのは、昨年10月の救助科第47期大学校長査閲訓練に続き、今回が第3回目となり、小学生の見学授業も含め150人を超える人が見学に訪れました。

今回の参加学生（救助科第49期）は48名であり、倒壊建物からの救出や毒劇物流出等を想定した震災対応訓練、

河川の中洲に取り残された人を救出する中洲救助訓練、はしご車等を活用した高層建物火災対応訓練等を実施した後、救助隊の歌を全員で合唱し、教育訓練の成果が十分に発揮された訓練となり、救助隊の心意気に見学者もしきりに感心していました。

消防大学校では、大学校の教育訓練の実際を知ってもらうことで消防防災分野の意識啓発につながることから、広く地域に呼びかけ、今後も公開訓練を行っていく予定です。



倒壊建物からの救出訓練



毒劇物流出等を想定した訓練



小学生の見学風景

# 第16回全国女性消防操法大会

## 防災課

第16回全国女性消防操法大会が、去る10月23日(木)神奈川県横浜市戸塚区の日本消防協会中央消防訓練場(横浜市消防センター)で行われました。

本大会は、地域の防火リーダーである女性消防隊の消防技術の向上と士気の高揚を図り、地域活動の充実に寄与することを目的として、昭和60年より開催され、今年度も全国47都道府県の代表である女性消防隊が参加しました。

なお、女性消防隊は、指揮者1名、操法隊1番員から4番員まで各1名ずつ、計5名で構成され、D-1級軽可搬ポンプによりポンプ操法を行う女性の消防隊です。

当日は、爽やかな秋晴れの下、午前9時に開会され、小泉純一郎内閣総理大臣の代理として平沢勝栄総務大臣

政務官の祝辞代読後、石井隆一消防庁長官が祝辞を述べられました。

出場隊は、全国47都道府県を代表するに相応しい、規律正しく安全確実な連携動作は、いずれ劣らぬ素晴らしい操法で、会場からは惜しめない拍手が送られました。

操法大会の結果は、日本一の栄冠に、岐阜県古川町女性消防隊が輝き、内閣総理大臣より賞状と優勝旗が、次に日本消防協会会長より賞状、優勝旗、金メダルが授与されました(他の受賞団体について下表のとおり)。

多くの火災や災害による被害を軽減するためには、住民の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、自主的な防火防災活動に積極的に取り組んでいただくことが不可欠です。

消防庁としましても、全国の消防防災体制の整備強化を支援するとともに、女性消防隊をはじめとする自主防災組織の育成強化に努めていきたいと考えています。



祝辞を述べる平沢勝栄総務大臣政務官



競技風景

### 第16回全国女性消防操法大会成績

成績	都道府県	消防隊名
優勝	岐阜県	古川女性消防隊
準優勝	山形県	飯豊町女性消防隊
〃	高知県	高知市女性消防隊
優秀賞	岡山県	日生町女性消防隊
〃	富山県	小杉町金山女性消防隊
〃	山口県	小郡町女性消防隊
優良賞	佐賀県	鳥栖市女性消防隊
〃	香川県	高松市古高松女性消防隊
〃	京都府	野田川町女性消防隊
〃	東京都	八王子市女性消防隊
〃	滋賀県	栗東市霊仙寺婦人消防隊
〃	埼玉県	三郷市女性消防隊

優勝は内閣総理大臣賞及び日本消防協会会長賞、準優勝は消防庁長官賞及び日本消防協会会長賞、また、優秀賞及び優良賞は日本消防協会会長賞がそれぞれ授与された。

# ウォーターミストの消火機構と有効な適用方法に関する研究 - 水 / 空気 2 流体噴霧ノズルの開発 -

## 独立行政法人消防研究所

### 1 はじめに

地球環境保護の観点からハロンが生産禁止されたことにともない、ハロンに代替する消火剤の技術開発が求められることとなった。微細な水噴霧（ウォーターミスト）は、環境に優しく、かつ、蒸発潜熱による冷却による消火効果が期待できるという水系消火剤の利点を有していると同時に、水損被害が大幅に軽減できる特長を持つと考えられることから、代替消火剤のひとつとして有力視されていた。しかし、ウォーターミストの消火機構には未解明な部分が多く、また、その適用方法については未解決な課題が多く残されていた。

そこで、独立行政法人消防研究所では平成12～14年度の3年間にわたって「ウォーターミストの消火機構と有効な適用方法に関する研究」を実施した。研究実施にあたっては、横浜市消防局、東京大学等学術機関3機関、三菱重工(株)等民間企業7社及び公的研究機関1機関との産学官連携の共同研究体制をとった。

本稿では、上述の研究の成果として開発された水 / 空気 2 流体噴霧ノズルについて、その概要を紹介する。

### 2 水 / 空気 2 流体噴霧ノズル開発の背景

水を用いた消火は地球環境に優しいこと、冷却効果があることなどの利点を有している。しかし、建物高層階で発生した火災を消火する際には、消火の目的で放水した水によって、下層の階に水による損害（以下、「水損」という。）が発生することが避けられず、消防活動時の水損が社会的な問題として指摘さ

れてきた（表1）。水損を軽減させ、消防隊の消火活動を効果的に遂行可能とする為には、より少量の水で効果的に消火する方法が求められた。この目標達成の手段として、ウォーターミストによる消火を活用することが考えられたが、そのためには、消防隊が使用するのに適した可搬で操作性に優れたノズルを新たに開発・試作することが必要であった。さらに、開発したノズルを実際に配備することの適否を判断するためには、ノズルの水損軽減効果と消火能力について、実際の火災によらずに定量的に評価し、性能を検証することが不可欠であった。

表1 火災1件当たりの損害額  
（平成4年から14年の合計：横浜市内、対象火災総数1968件）

	焼損額 （千円）	水損額 （千円）	水損額 / 損害額合計 （％）	平均放水量 （焼損面積当り）
中高層建物火災 全体	1,753	152	8	294L/m <sup>2</sup>
出火階が2階 以下の場合	1,877	97	4.9	371L/m <sup>2</sup>
出火階が3階 以上の場合	1,565	235	13	152L/m <sup>2</sup>

平均放水量に見られるように、3階以上の火災に対しては消防隊は放水量を半分以下に減らして、水損防止に努力しているにもかかわらず、3階以上で出火した火災では、2階以下での場合より、水損被害額が2.4倍となる（1件当たり約14万円の損害増）。

### 3 水 / 空気 2 流体噴霧ノズルとは

水 / 空気 2 流体噴霧ノズルの概念図を図1に示す。同時に噴出させる空気により水を微粒化する原理は、開発に参加した民間企業が人工降雪機（スノーガン）製造に関連して保有していた技術を応用したものである。通常の水単独での噴霧による場合に比較して、より低い圧力（水圧、空気圧とも0.4MPa）でウォーターミストを発生させることができる。低い圧力で噴出させることができる結果、ノズルを軽量にすること

ができるだけでなく、噴出にともなう反動を小さくすることができ、操作性の高い装備とすることができた。**写真1**は、空気呼吸器用ポンペを空気源として用いるタイプの「空気呼吸器併用型装備」を示しているが、これ以外に、水タンクも一緒に持ち運ぶ「独立可搬型装備」、より大容量のポンペをカートに載せ運搬する「カート型装備」なども試作した。

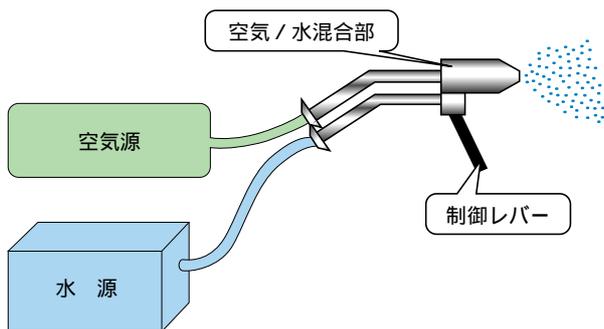


図1 水/空気2流体噴霧ノズル



写真1 空気呼吸器用ポンペを用いた装備

## 4 2流体噴霧ノズルの性能評価方法と評価結果

開発した2流体噴霧ノズルは、1) 消火可能な火災規模、2) 区画外への消火用水流出量、3) 消火作業時の区画内温度環境の面から性能評価を実施した。この性能評価を実施する為に、発熱量2.5MWのクリブ(1号クリブ)を最大限3個まで同時に燃焼させることができ、かつ、放水による急激な熱衝撃に耐え、区画外への消火用水流出量を計量可能な6m×6m×2.3mの規模の実験区画を製作した(**写真2**)。消防隊員がどのような区画内温度環境であれば安全に作業可能であるか閾値を決めたくうえで、区画内の温

度を実時間で計測し、消火活動時の安全性の確認を行った。

横浜市消防局の火災統計資料をもとに消火の対象とする対象火災を設定したもので、開発した2流体ノズルにより、2個のクリブの同時燃焼の規模までは消火できることが確認された。実験区画で消火実験中の放水された水の収支計測結果から、今回開発した2流体ノズルから放出されるウォーターミストによる消火では、従来の水損防止対策用ノズルを用いた消火方法と比較して、消火に必要な水の総量を4分の1に削減でき、さらに、消火に寄与しない無駄な水(実験では、実験区画から流れ出る水として計測される。)については通常の方法で消火した場合の10分の1に削減できることが検証された。



写真2 ノズル性能評価の為に準備した実験区画での消火実験

## 5 まとめ

今回開発した水/空気2流体噴霧ノズルは、火災統計から推定された消防隊到着時の火災規模の火災を消火するに十分な消火能力を有している。ウォーターミストとして水を噴霧する結果、消火に必要な水の量を従来の4分の1に減少させられ、さらに、水損の原因となる消火に寄与しない水の量を従来の消火法の10分の1にまで減少させることができることが検証された。

水/空気2流体噴霧方式で水を微粒化させた結果、噴出に必要な圧力を低下させることができ、ノズルの軽量化と噴出時の反動力の低減を実現した。現在、共同研究者である横浜市消防局では、開発したノズルを含む消防隊員用放水装備を実働消防隊に配置し実地検証を行っている。



WAKAYAMA



和歌山県 那賀郡消防組合消防本部  
消防長 道浦 渥

### 水と緑と文化のまち 那賀郡

私たちのまち那賀郡は、6町から構成され和歌山県の北部に位置する県庁所在地の和歌山市に隣接し、関西国際空港から約20km、車で30分という至近距離にあり、1級河川の紀ノ川とその支流の清流、肥沃な平野、緑豊かな山々、そして温暖な気候に恵まれたところです。

こうした立地条件と自然環境の良さから、近年人口の増加が著しく、企業の進出も相次いでいます。

管内には、僧兵1万余を誇った根来寺、西国三番札所の粉河寺などや、大型企業や大学が立地している南麓サイエンスパーク、世界で初めて全身麻酔による外科手術に成功した華岡青洲生誕の地などの名所旧跡があり、パラグライダー、ハングライダーのメッカとしても有名です。

当消防組合は、昭和50年10月に業務を開始し、現在は1本部、3消防署、職員数129人(うち女性吏員4人)、



消防本部及び防災センター

車両41台を保有し、管内人口121,043人、面積267.04m<sup>2</sup>を、消防団員1,702人の方々と「災害に強い那賀郡づくり」を目指しています。

### 住民直接参加型「防災ひとづくり事業」展開

当消防本部では、住民の皆様が直接参加していただける事業として「防災ひとづくり事業」と銘打って、次のような啓発内容を消防機関と住民が一体となって取り組んでいます。

- 消防車両写生画の公募
- 防火・防災・救急ポスターの公募
- 防火・防災・救急標語の公募
- 入賞者の表彰式・作品展の開催
- 入賞作品登載の2004年カレンダー製作配布
- 入賞作品登載のポスター製作配布
- 日曜消防セミナー(防火・防災・救急講座)の開催

平成15年度の各公募では、住民から約5千点の作品を御応募いただきました。また、毎月第1・3の日曜日に日曜消防セミナーを開催しましたところ、毎回多数の御参加をいただいております。



「防災ひとづくり事業」表彰式

日曜消防セミナー(消火器体験)

### 大地震を想定「集団救急事故総合訓練」を実施

今世紀前半の発生が懸念される紀伊半島沖・四国沖を震源とする巨大地震に対する「東南海・南海地震防災対策推進特別措置法」が7月に施行され、地震や津波による被害が発生する恐れのある地域として、「防災対策推進地域の指定案」が9月に示されました。

このような状況をふまえ、大地震を想定して家屋の倒壊、橋や道路の損壊、山崩れ、電気等のライフラインの機能麻痺の想定で「集団救急事故総合訓練」を各関係機関11機関と連携し、迅速な行動がとれる訓練を実施して、有事即応体制の強化を図りました。

当消防組合は、これからも「災害に強い那賀郡づくり」に全力を挙げて取り組んでいきます。



集団救急事故総合訓練

## 「防火りんご」と「火災なし(梨)」で防火PR

岩見沢地区消防事務組合消防本部

全道秋の火災予防運動(10月15日～31日)の初日、火災ゼロを願い幼年消防クラブ員が、市内中心街で防火街頭啓発活動を行いました。24名のクラブ員は、「よさこいソーラン踊り」を披露しその後、お揃いの防火法被や防火服で地元産のりんごに「火の用心」の文字を浮かび上がらせた「防火りんご」や「火災なし(梨)」と一緒にクラブ員手書きの防火メッセージを添えて、市民に「火の用心をお願いします。」と呼びかけました。



“りんご”で火災予防を呼びかける

## 急げ！人命救助、消火活動

真庭広域連合消防本部

真庭広域連合消防本部真庭消防署では、9月9日の「救急の日」を前に住宅火災、交通事故などを想定した総合訓練を行いました。

消防訓練では、ポンプ車、救助工作車が出動。炎上する住宅に向け放水と並行して、二階に残された二名を素早く救助しました。

また、救急訓練は、交通事故などの救急事案を想定し実施。各署々から選抜された署員が参加、バイタルサイン等、てきぱきと一連の応急処置を行った。医師の講評では高い評価を受けました。



救急訓練に挑む隊員

# 消防通信 望<ぼうろう>楼

## 笑顔のステキな一日救急隊長

雲南消防本部

雲南消防本部では、救急の日及び救急医療週間行事の一環として9月4日「一日救急隊長」行事を行いました。

一日救急隊長には、JA雲南の久村知恵さんを委嘱し、各事業所、ショッピングセンターでのポスター掲示や救命率向上のためには「普通救命講習」が必要であることなどを訴えていただきました。また、自ら普通救命講習を受講され、救命の大切さを学ばれました。



救命率向上を呼びかける一日救急隊長

## カリブ海諸国に「日本の防災知識」で貢献

北九州市消防局

ハリケーンの常襲地帯であるカリブ海諸国の防災力向上のため、JICAは地域防災計画の作成などを目的として「カリブ災害管理プロジェクト(2002年から3年間)」を実施している。

このプロジェクトに北九州市消防局から、「地域防災計画」作成指導のため、カリブ災害緊急対策機関(ハリバドス)に職員を派遣している。

北九州市では、過去に台風による大きな災害を経験しており、この経験と防災知識を活かして、本市消防職員がカリブ海諸国の防災力向上のために地道な努力を続けている。



過去の被害状況(写真は水位跡)の現地調査をする本市消防職員

# コラム

C O L U M N

## 2003

### 「消防研修」誌の発行

消防教育の前進に向けて

#### 消防大学校

「消防研修」誌は、昭和40年10月に「この小冊子が、関係者の参考にされ、消防における教育訓練の前進に、役立つために」と創刊されました。

以後、年2回の発行を重ね、平成15年10月号で74号となりました。

発行当初はA5判の小冊子で、教育理論、座談会、消防の諸課題など1冊に多くの項目を設けていましたが、現在は消防を取り巻く状況が、次第に複雑多様化する中、そのときそのときのタイムリーな教育内容を掲載するために、一つのテーマを特集し、より深く、より高

度な内容を盛り込んだかたちとなっています。

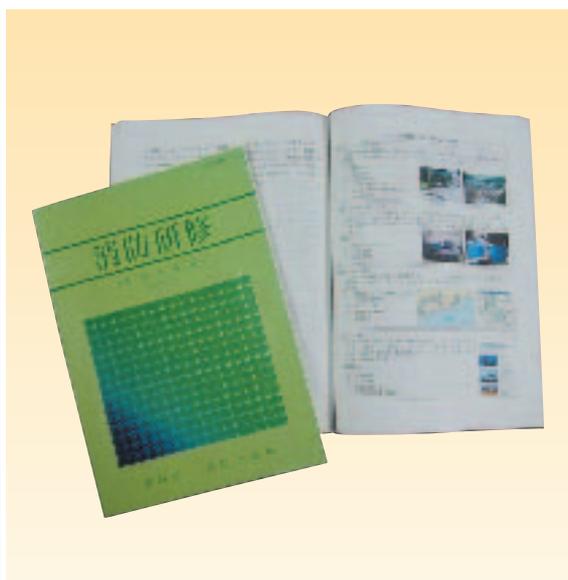
表に示すとおり、最近10年間の特集を見ましても、平成7年の阪神・淡路大震災や広域消防応援の特集、新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた昨年の違反処理関係の特集など、重要課題を取り上げており、本年の最新号では、地域の防災力の向上が求められる昨今の状況から、図上訓練を特集しています。

今後さらに、内容を充実し、消防関係職員の研修の一助となるために発行して参りますので、ご一読ください。お問い合わせは、消防大学校調査研究部までお願いします。

<参考>

#### 最近の特集テーマ一覧

平成5年	第54号	地震対策
	第55号	消防団
平成6年	第56号	広域消防 防災応援体制
	第57号	阪神・淡路大震災
平成7年	第58号	阪神・淡路大震災
	第59号	阪神・淡路大震災
平成8年	第60号	火災調査
	第61号	大規模救助事案
平成10年	第64号	マルチメディア利用による消防防災情報システム
	第65号	航空消防
平成11年	第66号	文化財防火
	第67号	広域消防応援
平成12年	第68号	消防広報
	第69号	放射性物質災害の消防対策
平成13年	第70号	消防団
	第71号	火災調査
平成14年	第72号	査察・違反是正 (1)
	第73号	査察・違反是正 (2)
平成15年	第74号	図上訓練



「消防研修」誌

# 文化財を火災から守ろう

## 予防課

文化財は貴重な国民共通の財産であり、火災による焼失等から保護し、後世に残すことは、私たち国民にとって極めて重要な責務です。

**1月26日は、「文化財防火デー」です。**

昭和24年のこの日、世界的な至宝で、1,300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損しました。その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災等から保護するとともに、国民一般の文化財保護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

平成16年1月26日は50回目という節目にあたることから、これまで文化財を守ってきた取組みを振り返り、この経験を未来へ継承するために、更なる文化財保護活動の推進と文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、第50回開催記念事業を行います。この機会に文化財の素晴らしさに触れ、かけがえのない文化財の防災対策について改めて考えてはいかがでしょうか。

昭和25年の文化財保護法施行以来、国指定の文化財の火災例としては、昭和25年に京都市の金閣（鹿苑寺）、昭和31年に滋賀県の延暦寺大講堂、平成10年に奈良県の東大寺戒壇院千手堂における火災などがあります。また、平成12年5月の京都市・寂光院の火災では、国の重要文化財「木造地藏菩薩立像」が被害を受けました。

文化財の火災は、放火や周囲からの飛び火によるものが多いという特徴があり、文化財



住吉大社（写真提供：大阪市消防局）



姫路城（写真提供：姫路市消防局）

の防火は、文化財を管理する方々だけでなく、地域の住民や消防機関をはじめとした関係機関の協力があってこそ成し遂げられるものです。

### 1 防災訓練の実施

防災訓練を実施する際には、次の点に留意しましょう。

- （1）消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練を行うこと。
- （2）見学者の多い木造建造物等にあっては、火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- （3）消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して一層の改善に努めること。

### 2 防災対策の推進

次の点に留意して防災対策の推進に努めましょう。

- （1）文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化に努めること。また、夜間等警備が手薄になる場合についてあらかじめ対策を講じておくこと。
- （2）たき火、喫煙等禁止区域内の喫煙や火遊びなどの監視等を行い、火災危険要因の排除に努めること。
- （3）文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にし、通報、情報、警報連絡体制の確立に努めること。
- （4）消防用設備等の点検、整備の励行に努めること。
- （5）消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
- （6）電気・ガス設備・火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
- （7）文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
- （8）震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
- （9）震災時に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- （10）避難路及び避難場所の点検及び整備に努めること。



# 1月17日は「防災とボランティアの日」 1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

## 防災課

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、様々な分野でのボランティア活動や住民の自主的な防災活動が大変重要な役割を果たし、ボランティア活動が被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じる上で非常に重要な役割を担っていることが改めて認識されました。

これを受けて広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び住民の自主的な防災活動について防災上の認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、平成7年12月15日の閣議了解で「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」が定められました。

この期間中は、災害時のボランティア活動と自主防災の重要性を認識し、日頃の備えを高めていくことがその趣旨とされ、毎年、全国で防災とボランティアに関する各種行事が開催されています。

平成15年の防災とボランティア週間では、43都道府県その他、523の市区町村が、防災写真展や防災講習会、消火・救助等の防災訓練等の事業を実施しています。

阪神・淡路大震災以降、平成9年1月に発生したナホトカ号海難・油流出事故、平成12年の東海豪雨災害、また本年でも、7月に発生した熊本県を中心とした梅雨前線による大雨災害、宮城県北部地震においても多数のボランティアが活動しています。

災害が起きたときには、被災地では、炊き出し、救援物資の配布、瓦礫の撤去、家屋の清掃といった人手を要する仕事は複数あり、けが人や病人の手当を行うために必要な医者や看護師をはじめ、多種多様なニーズが発生するものです。

ボランティアというものは、「手伝いたい」とか「参加したい」と思う気持ちがあれば誰でも参加できるものです。大切なことは、無理をせずに自分のできることから始めることです。ボランティアをやってみたいという方は、普段から身近で活動するボランティア団体を訪ねてみたり、地域の自主防災組織の訓練に参加するなど、日頃できることから積極的に参加していくことをおすすめします。



ボランティアの受付の状況



水俣市でのボランティアの活動状況

写真提供：モバイルチーム@（ボランティア団体）

# 「消火栓」や「防火水そう」などの付近は 駐車禁止です！

消防課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」を御存じですか。これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、火災発生時に、消火に必要な水を消防隊に供給するものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているもの、路上やフタにマーキングをしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、

井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利について、消防隊は定期的に調査や点検・整備を行い、いつでもどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に、「消火栓」や「防火水そう」付近への違法な駐車車両が障害となり、消火活動を妨げるケースが発生しています。

一刻を争う消防活動に、皆様の御理解と御協力をお願いします。



(写真提供：相模原市消防本部)

**違法な駐車は、一刻を争う消防活動の障害になります。**

## 道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

### 1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

### 2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知器から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合



# 「たばこによる火災の防止」

予防課

## ○「たばこ」による火災の損害額は、約121億円！

「たばこ」による火災は、毎年発生原因の上位を占めています。平成14年中の総火災件数63,651件のうち、「たばこ」が原因となって発生した火災は6,779件で10.7%を占め、放火に続き出火原因の第2位となっています。また、これによる損害額は約121億円にものぼっています。

## ○投げ捨てによるものが最も多い！

「たばこ」が原因となった火災を種別ごとにみると、第1位が「建物火災」の3,625件(53.5%)、続いてゴミ箱や路上に放置されたゴミ等が燃える「その他の火災」2,367件(35%)、「林野火災」493件(7.3%)の順となっています。また、火災の発生経過からみますと、「投げ捨て」が3,920件(57.8%)と最も多く、続いて「灰皿からたばこの火種が落下した場合等」が1,272件(18.8%)、「消したはずのたばこが再び燃え出す場合」が340件(5%)の順となっています。

## ○住宅火災の死者の多くは「たばこ」！

住宅火災における死者数(放火自殺等を除く。)は992人で、そのうち、「たばこ」が原因による死者数は222件(22.4%)と最も多く、その大半が発見の遅れ等に起因する逃げ遅れによるものです。

たばこを出火原因とした火災の多くは、喫煙者の火気管理がしっかりしていなかった場合や不注意等により発生していると言えます。喫煙者は、「たばこ」による火災を防止するために次のことに留意してください。

### 「たばこ」による火災の発生防止対策

- たばこの投げ捨てをしない。
- 寝たばこは絶対にしない。
- 火のついたままのたばこを放置しない。
- 歩行中は喫煙しない。

### 万ーのために

布団、シーツ等の寝具類やパジャマ等の衣類は防災品を使用しましょう。

たばこは、必ず灰皿のある場所で吸い、その周りは常に整理整頓しておきましょう。

灰皿は、ふちが大きく深めのもので、いつも水を入れておきましょう。

たばこを捨てる際には、水をかけるなど火が完全に消えていることを確認しましょう。

(表)

「たばこ」による火災の損害状況(平成14年中)

区 分	単 位	たばこ
出 火 件 数	件	6,779
うち建物火災		3,625
林野火災		493
車両火災		290
船舶火災		4
航空機火災		0
その他の火災		2,367
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,920
火源の転倒・落下		1,272
消したはずのものが再燃		340
建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	127,920
建物焼損表面積	m <sup>2</sup>	14,513
林野焼損面積	m <sup>2</sup>	22,547
損 害 額	万円	1,211,846

## 東南海・南海地震に対する アクションプログラムの策定と小学生への防災教育

さる7月25日、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、9月には1都2府18県497市町村を対象とする地震防災対策推進地域(案)が、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」から発表されました。

消防庁では、東南海・南海地震に関する府県連絡会と連携し、地方公共団体との情報交換、地震防災推進計画や対策計画の作成に向けた支援・助言など、東南海・南海地震対策の着実な推進に努めています。

また、さる6月には消防組織法が改正され、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動に係る指示の創設等が規定されたほか、国及び地方公共団体による自主防災組織の構成員に対する消防防災に関する教育訓練を与えるための措置も明示されるなど、地震等による大規模災害対策の体制整備が進められています。

このようななか三重県では、県内69市町村のうち62市町村が地震防災対策推進地域(案)の対象地域となり、本稿では、三重県の積極的に地震対策で平成14年度から実施されている「地震対策アクションプログラム」の中の小学生への防災教育をご紹介します。

同アクションプログラムは、地震対策を推進するための基盤づくり、防災力を向上するための人づくり・まちづくり、災害時に迅速に対応できる体制づくり、被災後の安定した復旧復興に向けた体制づくり、の4つを目標とし、その目標を達成するために次の12の施策があります。

1. 地震対策推進の役割規定
2. 調査研究の推進
3. 防災意識・知識等の普及
4. 津波対策の推進
5. 耐震化・まちづくりの推進
6. ボランティア支援
7. 地域内資源の動員
8. 防災実践力の養成
9. 災害時要援護者への支援
10. 防災体制の強化
11. 災害応急対策の推進
12. 被災者の生活安定の推進

以上の12施策は、さらに50のアクション(行動)に分けられています。その中の1つ、防災教育の効果的実践の中に小学校における防災教育の実施があります。

この防災教育は、いずれ地震防災の中核的な役割を担う子供たちに今のうちから啓蒙を行い、将来にわたって地域防災力を高めていくことを目的としたもので、平成14年度に定めたモデル校を、今後順次拡大していく計画です。初年度にモデル校となった志摩郡阿児町の国府小学校の防災教育は次のように実施されました。

### 平成14年11月11日 第1回防災学習

断層地震や液状化現象が起こる原理を実験を通じて学習。地震・津波のしくみについて視聴覚資料を使った座学で学習。

### 同11月12日 第2回防災学習「防災を考える会」

昭和19年東南海地震の体験者による講演「国府のおばあちゃんたちの地震体験」を、授業参観後の行事として、保護者の参加のもと実施。

### 同11月14日 第3回防災学習

通学路や生活道路を中心に地震時の危険を確認するタウンウォッチングを実施し、地域のハザードマップを作成。

### 平成15年2月4日 防災訓練

地震、津波を想定した避難訓練。非常階段の通行不能、廊下に煙が充満などの実践的な想定を付与。防災航空隊による救助訓練の見学。

このカリキュラムの中で特に重点が置かれたのは、タウンウォッチングと防災マップづくりでした。国府小学校では、同校が海岸部で津波の危険性が高い立地条件から、それまで教室での点呼後に校庭に避難し、さらにそこで逃げ遅れがないかどうかを点呼していた避難行動を、この体験をもとに、個々に高台へ避難し、そこで点呼する迅速さを主眼とする行動に改めました。今年2月4日の避難訓練は、この改められた避難行動に基づいて行われ、その結果、避難時間は、避難開始から高台での点呼を終了するまでで、阿児町への津波到着時間とされる地震後15分を大きく切る6分弱で終えることができました。

平成15年度は、津波被害が予測される小学校を中心にさらに12校を指定し、その地域性を踏まえた避難計画立案の話合いが各小学校で行われています。

また、児童が家庭でも話し合うことによって大人の防災意識も高まり、阿児町の自主防災組織では、実践的な津波避難訓練を実施するなどの波及効果もでてきています。

(近代消防社 編)

## 第7回

# 消防防災研究講演会

## 産業施設における最近の火災事故

消防研究所

**主催** 独立行政法人消防研究所

**日時** 平成16年1月30日(金)10:00～16:00

**会場** 消防研究所 本館3階大会議室  
東京都三鷹市中原3丁目14番1号  
(JR中央線三鷹駅あるいは吉祥寺駅から  
バス、約20分。消防大学校前下車。)

**参加費** 無料 会場収容定員150名程度

**その他** 消防研究所所内見学会を設定予定

### 発表課題(予定)

#### (午前の部)

- (1) 大東通商タンク火災
- (2) 京浜島不燃ゴミ処理場火災
- (3) R D F 施設の火災爆発事故

#### (午後の部)

- (4) 黒磯市ブリヂストンタイヤ工場火災
- (5) 鹿児島市南国花火工場爆発事故
- (6) 総合討論

**参加申し込み締め切り日** 平成15年12月26日

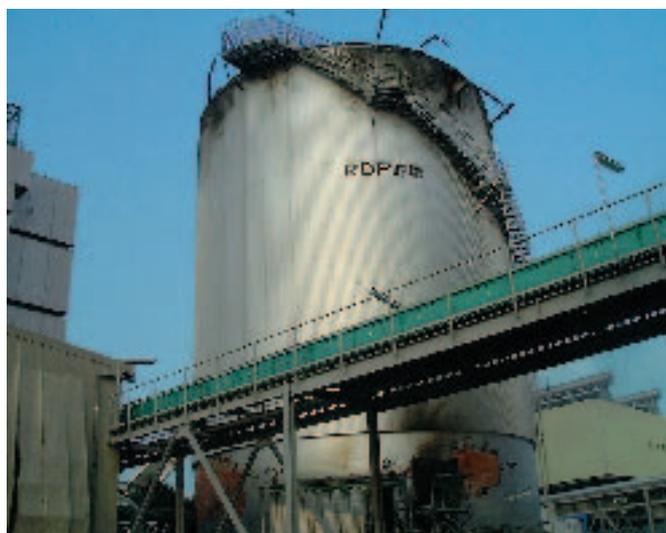
### 参加申し込み方法

消防研究所総務課宛FAXまたは電子メールにて、  
右上記事項をお知らせください。

- (1) 住所、氏名、年齢、職業(団体名・企業名、所属)、連絡先電話番号及びFAX番号
- (2) 参加予定区分 「午前の部のみ」、「午後の部のみ」、「午前・午後」  
詳しい情報は消防研究所ホームページに掲載しています  
URL <http://www.fri.go.jp>

### 参加申込・問合せ先

消防研究所 総務課 菊地  
〒181-8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号  
Tel. 0422-44-8331 Fax. 0422-76-1545  
E-mail [kikuchi@fri.go.jp](mailto:kikuchi@fri.go.jp)



# 10月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第110号	平成15年10月14日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定に基づく通報について
消防危第109号	平成15年10月14日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	ガス事業法第47条の5第1項の規定に基づく通報について
消防危第112号	平成15年10月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防情第212号	平成15年10月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	消防庁防災情報システムへの消防防災VPNの導入について
消防予第269号	平成15年10月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	地域の安全・安心に関する懇話会 住宅防火に関する専門部会中間報告の送付について
消防消第188号	平成15年10月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	平成15年度消防職員委員会の開催について
消防災第206号	平成15年10月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	林野火災の予防及び消火活動について
消防消第180号	平成15年10月30日	各都道府県知事	消防庁長官	市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について
消防消第194号	平成15年10月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	市町村合併に伴う消防団の取扱いについて

## 消防庁人事

平成15年11月1日付

氏名	新	旧
細川直史	併任解除 防災課特殊災害室課長補佐	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐・防災課防災情報室通信企画係長事務取扱

## 広報テーマ

12月		1月	
雪害に対する備え 放火による火災の防止 石油ストーブなどの安全な取扱い  消防自動車等の緊急通行時の安全確保 に対する協力の促進	防災課 予防課 予防課 危険物保安室 消防課	文化財防火デー 1月17日は「防災とボランティアの日」 消火栓の付近での駐車 の禁止 たばこによる火災の防止	予防課 防災課 消防課 予防課

## テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
1月8日(木) 11:25~11:30	ご存知ですか～防災ミニ百科	災害ボランティア(仮題)

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱近代消防社

# 平成15年消防関係 秋の叙勲伝達式

総務課

平成15年秋の叙勲伝達式が去る11月6日(木)10時10分からニッショーホール(東京都港区虎ノ門)において、徳田正明日本消防協会会長、白谷祐二全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長、山越芳男全国危険物安全協会理事長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、約800名が出席し盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は432名で、勲章別受章者数は次のとおりです。

なお、「栄典制度の改革について」(平成14年8月7日閣議決定)に基づき、この秋の叙勲から勲等表記の廃止と簡素化等が図られるとともに勲章の名称の変更が行われています。

瑞宝小綬章 .....	5名
瑞宝双光章 .....	108名
瑞宝単光章 .....	317名
旭日双光章 .....	2名

伝達式では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から勲章及び勲記が勲章別にそれぞれの代表者に伝達され、最後に受章者を代表して東京都の川口正一氏が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者495名は皇居に参内して、宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、受章者を代表して静岡県の外岡修氏がお礼を言上し、陛下よりお言葉を賜りました。その後、宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して退出しました。

なお、拝謁におけるお礼言上者、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

お礼言上者	外岡修
代表謝辞者	川口正一
代表受領者	
瑞宝小綬章	武井勝徳
瑞宝双光章	小栗孝躬
瑞宝単光章	伊藤天来
旭日双光章	桑嶋光平



代表受領者の武井勝徳氏



受章者代表謝辞を述べる川口正一氏